

平成23年度日本看護協会通常総会代議員報告

平成23年6月9日

社会保険紀南病院 中村優子

平成23年度公益社団法人日本看護協会通常総会に代議員として参加しましたので以下のとおり報告します。

【通常総会日程】 平成23年6月6日(13:30~18:00)・7日(9:30~16:30)

【通常総会会場】 神奈川県横浜市 パシフィコ横浜 国立大ホール

【出席者数】 6/6日 代議員750名 正会員2021名 役員63名 計2834名

6/7日 代議員750名 正会員2133名 役員63名 計2964名

【プログラム】 6月6日13:30~18:00 第1~3号議案の審議・報告事項1,2,3

6月7日9:30~16:30 報告事項4,5 第4号議案の審議

【報告内容】

第一日目[平成23年6月6日(月)]

13:30 開会

*式次第抜粋

●歓迎のことば 平澤敏子氏(神奈川県看護協会会長)

●会長挨拶 久常節子氏(公益法人日本看護協会会長)

(要旨) 3期6年の任期を終えるにあたり、この間、取り組んできた看護政策の改革の成果として、①2006年診療報酬改定で新たな看護配置7:1の実現②2009年保健師助産師看護師法の改正によって、看護師教育の4年制大学の推進③新人看護職の卒後臨床研修制度化の実現があげられる。7:1看護配置の実現では従来の標記2:1を10:1のように分かり易い標記に変更、エビデンスを示すなど戦略的に取り組んだ。看護の質向上では看護基礎教育の改革、保健師助産師の教育年限1年間延長を実現。また、看護職の労働条件・労働環境の改善を最重要政策にあげ、プロジェクトチームの設置を厚労省に働きかけ実現した。看護領域の開発・展開では、厚労省の新たな取り組みである「医師と看護師の役割分担の推進」から「チーム医療の推進」へと発展した中で看護の専門性向上を活かしながら、「特定看護師(仮称)」という新たな枠組みが提言された。この導入にあたっては本会では慎重に検討してきた。従来、看護師が診療の補助として行える医行為の範囲や求められる能力は曖昧である実態や、患者が必要な医療を必要なタイミングで受けられるような看護師の役割拡大の必要性を踏まえ、特定看護師(仮称)の創設を推進し、そのために不可欠である法制化を推進していく。また、医療の必要な人が在宅療養を続けていくための訪問看護サービスの充実に向けたモデル事業も開始している。今後の課題として、昨年の参議院選挙候補者の擁立から方針の不一致をきたしている日本看護連盟との新たな関係の再構築を行ない、さらなる組織強化を目指していただきたい。

●来賓祝辞 黒岩祐治神奈川県知事ほか4名の来賓より祝辞

14:25 議長団選出 推薦委員会推薦による議長団(5名)選出、承認された。

議事録署名人決定 2名の議事録署名人が選出され承認された。

14:30 審議事項

●第一号議案 公益社団法人日本看護協会総会運営規則(案)

公益社団法人に移行して、社団法人の総会運営規程から総会運営規則として改正案が提案された。ポイントは代議員・予備代議員の役割と選出、議長の役割強化等議長・代

議員の役割を明記した総会運営に関する規則の改正案となっている。

[質疑] 代議員選出方法は都道府県でも違いがあるのでは。岡山県では3名が立候補したがすべての都道府県の選出方法、議長団の選出方法を明確にしていきたい。

[執行部] 代議員の選出方法は公平を原則に各都道府県に一任している。また、議長の選出は、理事会と関係のない方の中からとしている。

[質疑] 規則第29条(採決)で討論が尽くされたと認められる時審議終了とあるが、正会員の質疑が終結した時としては。

[執行部] 第10条(議長の権限)で、議長の役割として総会の秩序を維持し議事を整理するとあり、議事が十分審議されたと判断した時は終了してもよい。時間管理運営の点も考慮しなければならない。

[意見]・議長の役割強化や代議員制度に賛成。

・議長の権限が多いのでは。皆に意見を述べる機会を減らしてしまう。

・公益法人となった時は株主総会と同じで、議長権限を強化し総会運営をスムーズに行なうことも必要。

その他：議案の修正、優先動議等の解釈や、今議案は承認前なので従来の運営規程に則って議事を進めて良いのでは等の意見があり、時間延長して活発な討議があった。

[採決] 賛成多数で可決、承認された。 → 第一号議案(案)

●第二号議案 名誉会員の推薦(案) → 第二号議案(案)

看護協会に貢献された、本会及び各都道府県推薦の11名の方々の紹介・説明があった。

[採決] 賛成多数で可決、承認された。

●第三号議案 平成23年度スローガン(案)

『看護の知恵と力を結集して、安全・安心な医療・看護を提供しよう
東日本大震災の復旧・復興に貢献しよう』

[質疑] 医療・看護とあるが、なぜ医療と看護のみの標記なのか。

[執行部] 「保健・医療・看護・介護・福祉」とした意味合いであるが、これらを含めて医療と看護として大局に捉えた。

その他：未曾有の大震災に見舞われた東日本大震災での死者15365人、行方不明者8506人、避難者98505人の被災状況も報告され、被災地の人々の健康な生活の再構築に向けて支援をしていこうと提案説明があった。

[採決] 賛成多数で可決、承認された。 → 第三号議案(案)

16:35 報告事項

●報告事項1. 公益社団法人日本看護協会定款及び定款細則の変更について

公益社団法人日本看護協会の新定款、新定款細則は昨年度通常総会において、承認された。移行手続きの過程で、公益認定等委員会から変更の指導を受け、理事会で協議し承認されたが主な変更・修正箇所について以下の説明があった。

定款①第4条(事業) 2. 事業は日本全国において行う→2. 事業は日本全国及び海外において・・・

②第13条(代議員の選挙及び任期) 代議員・予備代議員の選出時期は定款細則に定められていたが、その重要性に鑑み定款に定めた。

③第19条(通常総会及び臨時総会) 4. 総会の招集は法人法上の社員である代議員に対して開催2週間前までに通知することを明記し、合わせて全ての会員に対しても総会日時を

記載した機関誌を送付するものとする。

- ④第 25 条（役員等の選任）4. 役付理事の選定は理事会の権限であるため理事会は・・・専務理事及び常任理事を選定することができる。

細則①第 2 条（入会の手続き）7. 会員となる日の起算点を明示した。名簿登録・会での承認

- ②第 10 条（代議員及び予備代議員の定数）会員数の少ない都道府県では共に出席できない事態を避けるため、予備代議員数を代議員数と同数以上とした。

- ③第 23 条（都道府県看護協会への委託）代議員・予備代議員の選出は本会の理事会から独立して行なわなければならないため都道府県看護協会は・・・選挙管理委員会を設置してその実施にあたる。

- ④第 29 条（役員候補者）役員選挙については、選挙管理委員会が管理するのが適当であるため、主体を会長から選挙管理委員会に改めた。

[質疑] 選挙管理委員会以外に推薦委員会を残した理由・意図は。

[執行部] 推薦委員会は候補者の推薦に関する事項を司るものであり、選挙管理委員会は選挙が公平に行われるような働きをするものである。推薦委員会は本会の歴史の中で役員等の推薦を行なうという重要な役割を行なってきた。今まで委員会規程としていたが、今回別に定款細則とした。また、5月12日の理事会で今回の選挙は今までの定款に基づいて行うとした。今後、あり方を考えたい。

[質疑] 総会日程や審議内容は2週間前までに通知しなければならないが、今回、大震災の影響で全会員に届いたのか。2週間前では遅いのでは。

[執行部] 総会2週間前までに、協会ニュース・本会ホームページで通知している。また、代議員に対しては一か月前には議案を送付した。震災の影響では、福島原発の20Km 圏内以外の全員に送付できている。

報告事項 1 は承認

- 報告事項 2. 平成 22 年度事業報告 以下の重点政策・事業について執行部より説明

- ①労働条件・労働環境の改善
- ②看護職の業務範囲の見直し・拡大
- ③訪問看護の推進
- ④看護師教育及び保健師・助産師教の充実
- ⑤看護職の卒後臨床研修世祖の推進
- ⑥保健師の専門性発揮のための活動基盤強化
- ⑦助産師による出産環境提供体制の推進

- 報告事項 3. 平成 22 年度決算報告及び監査報告

資金収支計算書の決算額はプラス 2.6 億円。これは事業活動収支が、会議委員出席率減や法人税の優遇調整でプラスの差額となった。また、災害義援金の期末までの活動収支の報告があった。被災 3 県に 500 万円ずつと近隣県に 100 万円を配布の他災害支援ナース派遣等の費用にあてている。募金活動は継続中。草間副会長より、東日本大震災支援活動についての報告では 3 月 22 日からのべ 4803 人の災害支援ナースが参加。今後は原子力災害にむけて教材づくりに取組みたい。監査報告は古橋監事より事業・決算とも適正であるとの結果が述べられた。

19:10 第一日目閉会

第二日目[6月7日(火)]

9:30 開会

●報告事項2・3 質疑

[質疑] 推薦委員会から会長候補者を1名にとこのような働きかけはあったか。

[執行部] 推薦委員会の公平性に対する疑問点も圧力になると判断する。

[質疑] 看護基礎教育に対する方針は。5年制教育課程は。

[執行部] 本会は看護師教育の大学化を進めており、養成所の4年大学化に向けての予算配分等の働きかけを行っていく。また、教員研修の充実など効果的に推進したい。

[質疑] 准看護師養成問題はいまだに解決しない現状だが。

[執行部] 残念ながら直ちに廃止の状況にはない。看護師一本化の基本方針は変わらない。

[質疑] 7:1看護配置で看護補助体制加算ができたが、医師業務補助加算とに差があるが。

[執行部] 7:1看護配置により離職率の低下、新人の定着化の増加、ケア時間の増加、超過勤務や夜勤回数も低下したと評価している。医師業務補助体制加算は事務に関する仕事の評価であり比較しにくい。

[質疑] 特定看護師の問題は22年度の事業計画予定ではなかったのでは。現場の混乱を招くのでは。

[執行部] 今年の総会で報告した厚労省の「チーム医療の推進に関する検討会」で特定看護師(仮称)が提案され、昨年度、「チーム医療推進会議」を立ち上げ専門看護師の活用も含め、診療の補助行為とせよはなし自立した看護師のあり方を検討してきた経緯も明確にしたい。認定、専門看護師も徐々に診療報酬で評価されてきた。着実に定着化していく。

●報告事項4.平成23年度重点政策・重点事業並びに事業計画

以下の重点政策・事業について執行部より説明

①労働条件・労働環境の改善

②特定看護師(仮称)の法制化・制度化の推進

③訪問看護を基盤としたサービス提供体制の確保と整備

④看護師教育および保健師・助産師教育の充実

⑤看護職の卒後臨床研修制度の充実

⑥保健師の専門性を発揮するための活動基盤強化

⑦助産師の積極的な活用による安心・安全な妊娠・出産・育児環境の整備

⑧東日本大震災復旧・復興支援事業

*質疑では特定看護師(仮称)に関するものが多かった。

[質疑] 侵襲性の高い業務になる。安全な看護のためにも慎重に検討を。

[執行部] 「医師の包括指示をうけ」という部分はチーム会議でも具体的に討論してきた。より慎重に議論をしていく。

[質疑] 特定看護師の導入で臨床の場で看護師が忙しくならないか。

[執行部] 業務分担がしやすくなると考える。制度化していく。

[意見]・特定看護師の業務内容をもっと議論してほしい。

・特定看護師はもっと日本にも拡大していくべき。

[質疑] 看護教育の充実は、地方の養成学校では難しい。

[執行部] 大学化にむけて要望や情報の発信・収集を行っていききたい。

[質疑] 短時間労働受け入れは他職種との調整が必要。

[執行部] ワークライフバランスは看護職のみでなく、他職種も含めた考え方で。

[質疑] 助産師業務は診療報酬に結びついていないこともあり看護業務が混在する。

[執行部] 助産師の必要数は法的な根拠がなく S. 58 年から検討している。厚労省に働きかけをしていく。役割拡大も同時に検討していききたい。

[質疑] 大震災で原発被害もあった福島への取組みは。情報をどう正確に捉えたか。

[執行部] 被害が大きいところほど情報発信ができない。福島県は県庁がダメだった。協会と行政の連携をとり、また、現地に出向いて直接情報を収集していききたい。

●報告事項 5. 平成 23 年度資金収支予算および収支予算

資金収支予算の収支差額はマイナス 4.7 億円だが、平成 22 年度末の 13.6 億円の繰越額があるため資金不足等の問題はない。事業活動収入のうち会費収入を公益事業会計と法人会計に 50%ずつ計上。資金収支予算の 22 年度比較では、会員増による会費収入の増加と法人税の優遇により 2.4 億円プラスとなっている。いずれも公益法人財務三基準を満たした予算となっている。

[質疑] もっと支出を減らしてほしい。(光熱費の増加や役員人数不明の説明を)

[執行部] 支出 5 億円となっているが繰越金があるので大丈夫。光熱費も今年度は節電対策に取り組んでいく。役員は各事業に分かれて活動しているので人数が出しにくい。

報告事項 2・3・4・5 は承認

11:50 第四号議案 平成 23 年度改選役員及び推薦委員の選出について

選挙管理委員 7 名(時期開催県 千葉県から)が紹介された。

会長候補者 2 名、副会長候補者 4 名と理事 2 名、地区理事 12 名、准看護師理事 1 名
監事 1 名、推薦委員 11 名の候補者が壇上で紹介された。

選挙：代議員 750 名に投票用紙が配布された。マークシート方式で役員用(ピンク)推薦委員用(グリーン)の 2 枚が封筒に入れられ記入の後、座席に回ってくる投票箱に投函。

13:00 昼食

14:00 日本看護協会会長表彰 全国から 124 名の受賞者が表彰された。

名誉会員証贈呈 昨日承認された 11 名の名誉会員に証が贈呈

14:30 選挙結果発表

14:50 新役員・推薦委員紹介・退任役員への謝辞・退任役員代表挨拶・綱領宣言・会長挨拶・会歌

15:20 閉会

15:30 公益社団法人日本看護協会設立記念行事 久常節子会長記念講演

(要旨) 職能団体の力は政策に反映する～厚労省看護課長の経験から～と題して、以下の内容の講演があった。

①「要望を要望で終わらせないために」政策を推進する職能団体への変革が重要である。②労働条件・環境の改善にむけて本会の目指す抜本的な雇用の質向上に関するプロジェクトチームを実現して診療報酬評価に繋げる。③公益社団法人への移行を契機に組織改革、都道府県との連携強化、職能委員会の分割等で多様な状況に反映する。そして、看護の力を結集してさらなる飛躍を。

16:30 閉会